平成２５年（フ）第２２９号
宮城県塩竈市貞山通３丁目３番14号
破産者　新沼　宏幸
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県宍粟市一宮町杉田95番地
破産者　松本三和子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３６０号
広島県廿日市市佐方629番地１　102
破産者　津森　吉也
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
広島県三次市南畑敷町816番地２
破産者　寄貞　夏枝
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３９号
福島県二本松市油井字馬出町25番地
破産者　天野　典夫
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２４２１号
千葉県夷隅郡御宿町御宿台220番地11、開始決定時の住所横浜市旭区今宿２丁目11番５号
破産者　太田　知昭
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２８号
横浜市旭区左近山1997番地の７　左近山団地２街区５棟501号
破産者　松尾冨美子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２８号
神奈川県厚木市愛名1019番地１　シャルムハイツ103、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市小野2322番地９
破産者　村市　博秋
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３８号
岡山県津山市神戸22番地６
破産者　宮崎　一哉
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３２５号
福岡県筑紫野市大字常松371番地７　エーリB301号
破産者　沼田浩一郎
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１号
福岡県久留米市合川町58番地　公社合川２―501号
破産者　大石　泰隆
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８号
福岡県田川郡川崎町大字池尻190番地の１
破産者　大坪　隆幸
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１１４号
熊本市南区城南町舞原116番地１　パインヒル21Ⅲ102号、破産手続開始決定時の住所熊本県上益城郡甲佐町大字芝原102番地20
破産者　古閑　一義
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
熊本市南区城南町舞原116番地１　パインヒル21Ⅲ102号、破産手続開始決定時の住所熊本県上益城郡甲佐町大字芝原102番地20
破産者　古閑　淑江
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１３８号
三重県津市片田新町108番地１
破産者　宮木　辰子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月12日まで
2　一般調査期日　平成26年１月10日午前10時
平成25年11月11日　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５３９号
大阪府豊中市宮山町２丁目20番31号
破産者　江川ユミ子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月12日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午後３時
平成25年11月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３３号
大阪府豊能郡豊能町光風台１丁目７番地の８
破産者　青木設備こと　青木　征明
1　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
2　一般調査期日　平成26年１月20日午後３時
平成25年11月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２号
兵庫県姫路市夢前町置本514番地１
破産者　村上　　進
1　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午前10時10分
平成25年11月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６８０号
堺市北区中百舌鳥町１丁91番地15
破産者　中島　　浩
1　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月３日午前11時
平成25年11月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係